

# 令和8年度（2026年度）第66回茨城県吹奏楽コンクール 第63回茨城県小学生バンドフェスティバル(ステージ部門)

第74回全日本吹奏楽コンクール予選  
第26回東日本学校吹奏楽大会予選  
第32回東関東吹奏楽コンクール予選  
第45回全日本小学生バンドフェスティバル予選  
第25回東関東小学生バンドフェスティバル予選

## 参加要項

- 1 主催 一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟／朝日新聞社  
2 後援（申請予定） 茨城県教育委員会／神栖市・牛久市・坂東市・常陸太田市・水戸市・ひたちなか市各教育委員会／茨城文化団体連合／茨城県高等学校文化連盟／茨城県教育研究会音楽教育研究部／茨城県高等学校教育研究会音楽部／株式会社 L u c k y F M 茨城放送

### 3 部門・期日・会場

#### ◆地区大会

大会	部門	期日	会場
県東	5月27日（水） 各地区HPにて 発表	7月19日（日）	神栖市文化センター 神栖市溝口4991-4 TEL 0299-90-5511
県南		7月17日（金）	牛久市中央生涯学習センター 牛久市柏田町1606-1 TEL 029-874-3111
		7月18日（土）	
		7月19日（日）	
県西		7月25日（土）	坂東市民音楽ホール「ベルフォーレ」 坂東市岩井5082 TEL 0297-36-1100
		7月26日（日）	
県北		7月18日（土）	常陸太田市民交流センター 常陸太田市中城町3210 TEL 0294-73-1234
		7月19日（日）	
中央		7月25日（土）	ひたちなか市文化会館 ひたちなか市青葉町1-1 TEL 029-275-1122
		7月26日（日）	

#### ◆県大会

県大会	小学 高校A	8月8日（土）	水戸市民会館グロービスホール 水戸市泉町1-7-1 TEL 029-303-6226
	大学 職場・一般	8月9日（日）	
	高校B	8月10日（月）	
	中学B	8月11日（火）	
	中学A	8月12日（水）	

## ＜審査員一覧＞

### ＜地区大会＞

(五十音順)

地区	県東	県南	県西	県北	中央
審査員名	阿部絵梨香	浅利 真	磯崎 政徳	太田 友香	貝沼 拓実
	ガルシア安藤真美子	(7/17)	須山 芳博	林田 和之	関山 幸弘
	泉 真由	安藤 淳子	田村 優弥	福島 弘和	高山 直也
	加藤 大輝	鎌田 溪志	林田 和之	松岡 裕雅	寺田 由美
	田中美佳子	楠木 慶	堀尾 伸二	山川永太郎	中館 壮志
	広瀬 勇人	(7/18・19)	松岡 裕雅	渡辺由美子	福井 弘康
	松原 孝政	清水 大輔	三澤 徹	渡邊 善行	渡邊 善行
		丸田 悠太			
		三澤 慶			
		水口 透			

### ＜県大会＞

(五十音順)

審査員名	専門	8月8日	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日
		小、高A	大、職・一	高B	中B	中A
浅利 真	サクソフオーン	○	○	○	○	○
太田 友香	クラリネット	○	○	○	○	○
須山 芳博	ホルン	○	○	○	○	○
福島 弘和	作・編曲	○	○	○	○	○
堀尾 伸二	打楽器	○	○	○	○	○
丸田 悠太	フルート	○	○	○	○	○
水口 透	トランペット	○	○	○	○	○

### ＜東関東吹奏楽コンクール＞

(五十音順)

部門	高A、中A	高B、小、小BF	中B、職・一、大
審査員名	岩黒 綾乃	海野 匡代	植木 保彦
	大津 立史	貝沼 拓実	生方 正好
	加藤 明久	木村 達志	小串 俊寿
	須山 芳博	清水 大輔	鎌田 裕子
	関 聡	瀧本 千晶	平子ひさえ
	高山 直也	丸田 悠太	福島 弘和
	宮下 英士	渡邊 善行	宮下 英士

審査員公表後は、当該年度の審査員に、当該団体のコンクールが終了するまで指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。

# 茨城県吹奏楽コンクール実施規定

## ◎総則

- 第1条 茨城県吹奏楽コンクールは、各地区大会で選出された団体が参加して毎年8月に実施する。
- 第2条 実施会場は、その年ごとに一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- 第3条 選出母体となる地区吹奏楽連盟（以下「地区連盟」という）は次の通りとする。  
          県東地区          県南地区          県西地区          県北地区          中央地区
- 第4条 理事会は毎年定例総会までに、その年度の茨城県吹奏楽コンクールについての参加要項など必要事項を決定する。

## ◎実施区分及び参加人員

- 第5条 実施の部は次の通りとし、参加団体は所属する部に参加するものとする。
- (1) 小学生の部                          (2) 中学生の部                          (3) 高校生の部  
(4) 大学の部                              (5) 職場・一般の部
- ※ 中学生の部、高校生の部においては、A部門・B部門を置く。A部門は東関東大会・全日本大会予選をかねる。中学生の部B部門・高校生の部B部門は東関東大会・東日本大会予選をかねる。小学生の部は、吹奏楽コンクール東関東大会・東日本大会予選、ならびに小学生バンドフェスティバルステージ部門東関東大会・全日本大会予選を兼ねる。
- ※ 各部のB部門は、少人数バンドの育成および活動の場の提供を目的として実施する部門であり、参加するにあたってはその主旨を基本として参加すること。
- ※ 各部門とも複数の合同参加を認める（数の制限はしない）。中学生の部C部門・高校生の部C部門は、地区大会のみの開催とする。その実施においては地区大会の規定に従う。
- ※ 一つの団体から2チーム以上出場する場合、A部門とB部門への出場は認めない。また、同一部門への出場も認めない。

第6条 各部・部門の参加人員は次の通りとする。ただし、指揮者はこの人員に含まない。

- (1) 小学生の部……………自由  
(2) 中学生の部A部門……50名以内                          (3) 高校生の部A部門……55名以内  
(4) 中学生の部B部門……30名以内                          (5) 高校生の部B部門……30名以内  
(6) 大学の部……………55名以内                          (7) 職場・一般の部……65名以内

※ B部門参加団体における部員数の制限を以下の通り設ける。

- ◆ 中学生の部B部門……30名以内  
部員数とは、当該年度のコンクール申込時点での2、3年生部員・団員の総数をいう。
  
- ◆ 高校生の部B部門……30名以内  
部員数とは当該年度のコンクール申込時点での2、3年生部員・団員の総数をいう。  
ただし、吹奏楽連盟に中学校と高等学校の両方に所属(加盟)している附属中学校をもつ  
高校、中等教育学校、私立で中学校を併設している高校の部員数の制限は以下の通りと

する。

- ① 高校生の部に附属中学校生徒、中等教育学校前期課程生徒、同一学園内中学校生徒が一人でも加わり出場する場合、部員数とは当該年度のコンクール申込時点での中学(前期課程)2、3年生部員と、高校生2、3年生部員との総数とする。
- ② その場合、中学生の部A部門・B部門への出場はできない。

※ 参加人員の条件を満たす目的で、入部制限や、入部時期を遅らせたりするなどの行為を禁止する。大会までに発覚した場合は当該年度のコンクールへの参加は認めない場合がある。また、大会後に発覚した場合は賞を取り消す場合がある。

※ コンクールの運営がスムーズに行えるよう、楽器搬入補助員を必ずつけることとする。ただし、その人数は20名以内とする。楽器搬入補助員に増員の要が生じた場合は、事前に県事務局へ報告する。

## ◎資 格

**第7条** 一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟に加盟の団体で、本年度連盟会費を年次総会までに納入した団体とする。

※ 新規加盟団体に限り、5月の大会参加申込締切までに加盟した団体の大会出場を認める。

**第8条** 部員不足により単独の学校単位で参加が難しい小学生、中学生、高校生へ、参加の機会を広げる趣旨で、小学生の部、中学生の部、高校生の部において以下にあげる参加形態を認める。ただし、構成するそれぞれの学校や地域バンド等は、参加を希望する部門ごとに、該当する吹奏楽連盟の各部門に加盟登録していなければならない。また、編成するにあたり勝利至上主義的な考えが先行しないよう十分配慮する。なお、年齢については問わない。

### 2 各部の参加形態

#### (1) 小学生の部

小学校に在籍している児童とする。

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態
- ② 地域バンド  
任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>で構成された団体。
- ③ 合同バンド（参加形態は以下のとおりとする）
  - A) 学校+学校
  - B) 学校+地域バンド
  - C) 地域バンド+地域バンド

#### (2) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生<sup>※1</sup>の参加は認める。）

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態。
- ② 地域バンド  
任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>、中学生<sup>※2</sup>で構成された団体。

③ 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加が難しい中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

(3) 高校生の部

高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>、中学生<sup>※2</sup>、高校生<sup>※3</sup>で構成された団体。

③合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加が難しい高等学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

(4) 大学の部

同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

※3 高校生

学校教育法で定める高等学校(全日制・定時制・通信制)、中等教育学校後期課程(3年間)、特別支援学校の高等部に在籍する生徒をいう。

- 3 その他、第8条第2項(1)－②、③、(2)－②、③、(3)－②、③に該当しない団体の参加については、理事会で参加の可否を決定する。

**第9条**

各部・各部門の参加資格は、次のとおりとする。

(1) 小学生の部

構成メンバーは、小学校に在籍し、第8条第2－(1)、3項の団体に所属している小学生<sup>※1</sup>とする。

(2) 中学生の部A部門

構成メンバーは、中学校に在籍し、第8条第2－(2)、3項の団体に所属している中学生<sup>※2</sup>とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。)

(3) 中学生の部B部門

構成メンバーは、中学校に在籍し、第8条第2－(2)、3項の団体に所属している中学生とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。)  
ただし、県コンクール中学生の部A部門に出演する団体は、参加できない。

(4) 高校生の部A部門

構成メンバーは、高等学校に在籍し、第8条第2-(3)、3項の団体に所属している高校生<sup>※3</sup>とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生、中学生の参加は認める。)

(5) 高校生の部B部門

構成メンバーは、高等学校に在籍し、第8条第2-(3)、3項の団体に所属している高校生とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生、中学生の参加は認める。)ただし、県コンクール高校生の部A部門に出演する団体は、参加できない。

(6) 大学の部

構成メンバーは、同一大学(大学院も含む)に在籍している学生とする。  
ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(7) 職場・一般の部

構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第10条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

※ 一般団体に所属する小学生、中学生、高校生が地域バンドとして、それぞれに応じた大会に出場する場合には、以下に示す加盟登録が必要となる。

- ・ 構成員のうち小学生のみで小学生の部に出場する場合。  
→ 小学生部門への加盟登録も必要。
- ・ 構成員のうち中学生のみ、または小学生および中学生で、中学生の部に出場する場合。  
→ 中学生部門への加盟登録も必要。
- ・ 構成員のうち高校生のみ、または小学生や中学生を併せて、高校生の部に出場する場合。  
→ 高校生部門への加盟登録も必要。

**第10条** 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出演することは認めない。また、課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

**第11条** 指揮者の資格については制限しないが、次の事項は厳守すること。

- (1) 課題曲・自由曲とも同一人が指揮をすること。
- (2) 地区予選時の指揮者と同一人が指揮をすること。ただし、以下の場合は指揮者を変更することができる。
  - ・ 指揮者変更の理由と変更後の指揮者が明記された指揮者変更届が県大会までに地区長を通して県理事長に提出された場合。
  - ・ 緊急のトラブルにより、参加団体の代表者から県理事長へ指揮者変更届が提出された場合。  
※ 指揮者変更届(理由を明記、理事長宛、様式はホームページ様式集を参照)
- (3) 同一指揮者が本規定第1条に規定する「同一の部」の二つ以上の団体に重複して指揮することは認めない。ただし、地区大会においてはその限りではない。

**第12条** 参加者の資格に疑義あるときは、その団体の出場を停止または失格とする場合がある。

※ 大学の部、職場・一般の部については、楽器名・氏名を記載した出演者名簿を、大会当日に提出すること。

**第13条** 本規定第7~12条、および14~17条の各項に抵触した団体は、実行委員会の協議により失格になることがある。

## ◎課題曲・自由曲および演奏時間、出演順

第14条 演奏上以下の点を厳守すること。

### (1) 課題曲

- ① 課題曲のスコアに記載された、オプションを除く全てのパートが揃っている団体は、いかなる変更も認めない。  
(注) 楽器の調性が指定されている場合は、その調性の楽器を使用すること。指定がない場合、調性は問わない。  
例) チューバの調性 (Eb管、Bb管、C管等) は自由。クラリネットやトランペットは記載された調性どおり。
- ② オプションを除くパートに不足がある場合  
イ) オプションを除く全てのパートが揃わない団体は、不足のパートについて、課題曲のスコアに記載のある楽器 (含オプション) によって代替することを認める。  
ロ) パートの代替を行なう場合は「作曲者の意図」「作品の書法や個性」を損なわないよう、十分配慮すること。
- ③ 指定された楽器がない場合  
指定された楽器がない場合は以下に示す代替を認める。ただし、一部分だけ代替することは認めない。また、課題曲と自由曲の両方を同じ楽器で演奏しなければならない。  
イ) トランペットをホルネットで演奏する。  
ロ) ホルンをメロフォン又は、アルトホルンで演奏する。  
ハ) ユーフォニアムをバリトンで演奏する。
- ④ 『Solo』および『1 player』の扱いについて  
Solo や 1 player の指示がある部分を1人で演奏することが困難な場合は、複数の奏者 (同一楽器) で分けて演奏しても構わない。ただし、演奏している奏者は必ず1名とする。
- ⑤ 当日あるいは事後に①～④の違反が判明した場合は、失格とする。

### 2026年度全日本吹奏楽コンクール課題曲

I.	夕映えの丘 (第35回朝日作曲賞受賞作品)	森山 至貴
II.	ザ・ガーズ (2026年度全日本吹奏楽連盟委嘱作品)	星出 尚志
III.	あつまれ おもちゃのマルチャ!	伊藤 士恩
IV.	管楽器のためのフィナーレ (2026年度全日本吹奏楽連盟委嘱作品)	伊藤 康英

### (2) 自由曲

- ① 木管楽器・金管楽器・打楽器 (擬音楽器を含む) とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。
- ② リコーダー・尺八などについては、原曲に指定がある場合は使用を認めるが、編曲の際に使用することは認めない。
- ③ 歌声については、スキヤットは認めるが、歌詞は認めない。  
※ ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、電子楽器 (エレキベース等を含む) を使用することは認めない。ただし、小学生の部においては低音楽器の補助としてエレキベースのみ使用を認める。  
※ ステージ上にハープやコントラバスなどの台、自前の反響板や平台等を持ち込むことを認めない。

- 第 15 条** 課題曲・自由曲の演奏は次のとおりとする。
- (1) A部門、大学の部、職場・一般の部  
課題曲 1 曲および自由曲 1 曲を演奏して審査を受けるものとする。
  - (2) B部門、小学生の部  
自由曲一曲を演奏して審査を受けるものとする（A部門の課題曲を用いてもよい）。
  - (3) 課題曲および自由曲は地区大会に用いたものとする（楽章の変更は認めない）。
  - (4) 演奏は原則としてステージ上で行う。ただし、オフステージでの演奏を希望する団体は、大会参加申し込み時に届けることとする。また、演奏者が何らかの理由により移動しなければならない場合は、ステージ上を移動することとし、演奏中舞台裏を上手から下手または下手から上手に移動することはできない。
  - (5) 指揮台、指揮者用譜面台、演奏者用譜面台は常設とする（小学生の部は除く）。
- 第 16 条** 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンクールに出演することは認めない。
- ※ 作曲者の死後（没後）70 年（国によっては 50 年）を経っていない大半の作品には著作権が存在する。
- ※ 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲家またはその楽譜の出版社）が行っている。
- ※ **出版楽譜においても日本国内での演奏許諾がないものがある。**
- 第 17 条** 演奏時間は次のとおりとする。
- (1) A部門、大学の部、職場・一般の部  
課題曲の演奏開始から自由曲の終了まで..... **12 分以内**
  - (2) B部門、小学生の部  
自由曲の演奏開始から終了まで..... **7 分以内**
  - (3) 演奏時間の超過および演奏開始時刻に遅れた場合は失格となり、審査の対象としない。  
(ただし、緊急事態発生の場合は、受付時刻までに連絡のあった場合に限り、大会実行委員会の協議により、出場を認めることもある)
- 第 18 条** 地区大会を実施する部門の出演順は実行委員会において決定する。地区大会を実施しない部門の出演順は、**説明会時の抽選**により決定する。尚、部門日程はコンクール事業部において決定する。
- ※ 合同で出場の場合は、抽選順の早い学校での順番とする。

### ◎審査員および表彰

- 第 19 条** 審査員の数は、原則 7 名とし、審査員名は東関東吹奏楽連盟総会后、公表する。
- 第 20 条** 審査員公表後は、当該年度の審査員に、当該団体のコンクールが終了するまで指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。
- (1) 上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合は、小学生、中学生、高校生の部においては、その年度の指導者（指揮者）の参加を認めない。大学、職場・一般の部においては、その年度の当該団体のコンクール参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は、その年度の入賞を取り消しとする。当該審査員においては、次年度以降一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟が主催するコンクールおよびコンテスト等への審査の依頼を行わない（ここでいう主催者とは理事会を示す）。

- (2) 審査結果について直接審査員に問い合わせること、異議申し立てをすることを禁止する。万一その事実があった場合は賞を取り消し、次年度の参加を認めない場合がある。

**第 21 条** 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の7分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

**第 22 条** 表彰は、「金賞」「銀賞」「銅賞」「努力賞」のいずれかを贈る。  
※ 地区大会は、「優秀賞」「優良賞」「努力賞」のいずれかを贈る。

### ◎審査基準

**第 23 条** 次の集計方法を用いて順序をつけ、各賞の判断基準とする。

- (1) 審査員評価(技術点・表現点)のうち、審査員別の最高点・最低点をそれぞれ除いた合計。
- (2) 同点により賞の決定や代表決定が困難な場合には、下記の方法により賞及び代表団体を決定する。
- ① 対象団体を比較し、審査員ごとの合計点を席次点に換算。順位合計が少ない団体を上位とする。
  - ② ①での順位合計が同じであった場合は、同点を付けた審査員にのみ該当団体に順位をつけてもらい、改めて席次点合計を算出し判定する。
  - ③ ②でも判定がつかない場合には、審査員全員の協議(投票)で判定する。

### ◎地区代表推薦

**第 24 条** 県内5地区毎に地区大会を開催し、各部門で推薦を受けた団体は、地区代表として県大会に出場する資格が与えられる。ただし、地区大会申し込み人数を超えて県大会に出場することはできない。地区大会、県大会申し込みの締切前に、代表に推薦された団体が出場不可能になった場合は、次点に推薦された団体が出場するものとする。

※ 推薦を受ける地区代表団体数は、該当年度の各地区参加団体数を基準とし、年度ごとに決定する。

**※ 地区大会開催基準は、当該年度の茨城県吹奏楽コンクール参加申込団体総数が、全県下で以下に示す基準(団体数)を超えた場合、その部門については地区大会から予選を実施するものとする(令和7年度より施行)。**

**中学生の部A部門、高校生の部A部門、大学の部、職場・一般の部：24**

**小学生の部、中学生の部B部門、高校生の部B部門：36**

## ◎ 茨城県代表推薦

**第 25 条** 県大会において各部門の推薦を受けた団体は、下記のとおり茨城県代表として、東関東吹奏楽コンクールに出場する資格が与えられる。ただし、県大会申し込み人数を超えて東関東大会に出場することはできない。東関東大会申し込みの締切前に、代表に推薦された団体が出場不可能になった場合は、次点に推薦された団体が出場するものとする。

**令和 8 年度 茨城県代表団体数一覧**

部 門	A				B		小学生
	中学生	高校生	大学	職場・一般	中学生	高校生	
代表数	4	4	2	5	8	# 7	# 4
次点数	1	1	1	1	1	1	1

※ #は茨城県主管大会のため、推薦団体数が1団体多くなっています。

※ 高校生の部において、第 8 条第 2 項の (3) -②、③に所属する団体ならびに、定時制高校、通信制高校（全日制に定通制の生徒が入る場合も含む）は、全日本吹奏楽コンクール、または、東日本学校吹奏楽大会への推薦対象としない。

※ 小学生の部において、東関東小学生バンドフェスティバルステージ部門と重複して出場することはできない。

**第 26 条** A部門の東関東大会において推薦を受けた団体は、全日本吹奏楽コンクールに出場する資格が与えられる。

**第 27 条** 小学生の部、中学生の部B部門、高校生の部B部門の東関東大会において推薦を受けた団体は、東日本学校吹奏楽大会に出場する資格が与えられる。

## ◎演奏に関する諸権利

**第 28 条** 茨城県吹奏楽コンクール出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟に帰属し、一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟がこれを利用することについて、コンクール出演者は異議を述べることができない。

- (1) ラジオ、テレビ等の放送をすること。
- (2) 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。
- (3) DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
- (4) 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。

※ 参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

◎ その他

第 29 条 茨城県吹奏楽コンクール実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第 30 条 茨城県吹奏楽コンクールの実行委員会委員はその年度ごとに選出する。

第 31 条 その他開催上の細目については実行委員会が定める。

第 32 条 (附則)

1 この規定は、平成28年2月6日より施行する。

平成31年2月3日一部改定

令和2年4月13日一部改定

令和4年4月29日一部改定

令和5年4月17日一部改訂

令和6年4月29日一部改訂

令和7年4月29日一部改訂

令和8年4月26日一部改訂

◆第32回東関東吹奏楽コンクール

高校生の部A部門	9月5日(土)	宇都宮市文化会館
中学生の部A部門	9月6日(日)	〃
高校生の部B部門	9月12日(土)	水戸市民会館グロービスホール
小学生の部	9月13日(日)	〃
中学生の部B部門	9月19日(土)	千葉県文化会館
大学の部、職場・一般の部	9月20日(日)	〃

◆第74回全日本吹奏楽コンクール

中学生の部	10月31日(土)	アクトシティ浜松
高等学校の部	11月1日(日)	〃
大学の部	10月24日(土)	府中の森芸術劇場
職場・一般の部	10月25日(日)	〃

◆第26回東日本学校吹奏楽大会

中学生部門(前半/後半)	10月10日(土)	金沢歌劇座
小学生部門・高等学校部門	10月11日(日)	〃

# 茨城県小学生バンドフェスティバル ステージ部門実施規定

(総則)

- 第1条** 本大会は、全日本小学生バンドフェスティバル・東関東小学生バンドフェスティバル（ステージ部門）予選として、茨城県吹奏楽コンクール小学生部門開催日に実施する。
- 第2条** 実施会場は、その年ごとに一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- 第3条** 選出母体となる地区吹奏楽連盟（以下「地区連盟」という）は次の通りとする。  
          県東地区          県南地区          県西地区          県北地区          中央地区
- 第4条** 理事会は毎年定例総会までに、その年度の茨城県吹奏楽コンクールについての参加要項など必要事項を決定する。

(実施部門・実施方法)

- 第5条** ステージ部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門である。

(参加規定)

- 第6条** 参加人員は次の通りとする。  
          ステージ部門・・・65名以内（指揮者は含まない。）
- 第7条** 参加資格は小学校に在籍している児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- (1) 参加形態は以下のとおりとする。
- ① 単独校 従来どおりの参加形態
  - ② 合同バンド  
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加が難しい小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
  - ③ 地域バンド  
任意の個人または団体が組織し、小学生(※1)で構成された団体。  
注：部員不足により、学校単位で参加が難しい小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。
- (※1)小学生  
学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。
- (2) その他、第7条第1項②、③に該当しない団体の参加については、理事会でこれを検討し可否を決定する。
- 第8条** 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏)

- 第9条** 参加団体は、任意の曲を演奏して審査を受けるものとする。
- 第10条** 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。また、歌声については、スキヤット・ハミングを認める。

第11条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。  
2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。  
3) 出版楽譜においても日本国内での演奏許諾がないものがある。

第12条 出演時間は7分とする。出演時間とは、演奏の開始より終了までの時間をいう。

第13条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第14条 演奏形態は座奏を中心としたものとする。

第15条 服装等は任意とする。

(審査・表彰)

第16条 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として7名以上とする。審査方法は吹奏楽コンクール審査内規による。

第17条 表彰は、金賞・銀賞・銅賞・努力賞のいずれかとする。

(県代表)

第18条 県大会において各部門の推薦を受けた団体は、茨城県代表として東関東小学生バンドフェスティバルに出場する資格が与えられる。東関東大会申し込みの締切前に、代表に推薦された団体が出場不可能になった場合は、次点に推薦された団体が出場するものとする。

令和8年度 茨城県代表団体数

部門	ステージ部門
代表数	2
次点数	1

※ 東関東吹奏楽コンクール小学生の部と重複して出場することはできない。

(東関東代表)

第19条 東関東において各部門の推薦を受けた団体は、東関東代表として全日本小学生バンドフェスティバルに出場する資格が与えられる。

(演奏に関する諸規定)

第20条 茨城県小学生バンドフェスティバル ステージ部門出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟に帰属し、一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟がこれを利用することについて、コンクール出演者は異議を述べることができない。

- (1) ラジオ、テレビ等の放送をすること。
- (2) 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。
- (3) DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
- (4) 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。

※ 参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(その他)

**第 21 条** 茨城県小学生バンドフェスティバル ステージ部門実施にあたって理事会が必要と認めた場合は共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

**第 22 条** 茨城県小学生バンドフェスティバル ステージ部門の実行委員会委員はその年度ごとに選出する。

**第 23 条** その他開催上の細目については実行委員会が定める。

**第 24 条** この規定は、理事会の決議により改定することができる。

(附 則)

この規定は、令和 7 年 2 月 22 日より施行する。

◆第25回東関東小学生バンドフェスティバル ステージ部門

9月13日 (日)	水戸市民会館グロービスホール
-----------	----------------

◆第45回全日本小学生バンドフェスティバル ステージ部門

10月24日 (土)	東京・府中の森芸術劇場
------------	-------------

## <茨城県吹奏楽コンクール参加申込について>

1. 参加団体は、参加申込書を県吹連ホームページよりダウンロードし、出場部門に関わらず、以下の通り所属する地区の事務局に申込みを行ってください。

2. 提出物・締切日

提出物	締切日	提出先	提出方法
①参加申込書データ (Excel) ②参加申込書 (PDF)	5月20日 (水) 午後4時	所属する 地区事務局	メール <u>Google フォーム</u> ※中央地区のみ

3. 提出先

	送付先	氏名
県東	〒311-2205 茨城県鹿嶋市津賀1919-1 大野ふれあいセンター内 kentou.ibasui@gmail.com	成田 啓毅
県南	〒300-1544 取手市山王1000 聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校内 ken-nan@iba-sui.jp	県南地区事務局
県西	〒306-0054 古河市中田新田12-1 県立古河第三高等学校 ibasuijensei@gmail.com	稲毛田 一輝
県北	〒316-0024 日立市水木町2-9-1 日立市立泉丘中学校 kenhoku.ibasui@gmail.com	門三野 洋平
中央	〒311-4152 水戸市河和田2-15-1 河和田2丁目コミュニティセンター内 <u>Google フォーム</u> ※参加申込書データ(Excel)「はじめに」 のシートに記載のリンクをご確認ください。	中央地区事務局

4. 手順

- (ア) 参加申込書を県吹連ホームページ (<http://www.iba-sui.jp/>) からダウンロードする。
- (イ) ダウンロードした申込書に必要な事項を入力する。
- (ウ) 入力後、ファイルに「(団体名)」と名前を付け、保存する。
- (エ) 「印刷シート」をプリントアウトし、職印を押印する。
- (オ) 押印した用紙をPDFに変換し、「(団体名)」と名前を付け、保存する。
- (カ) 以下のデータをメール(中央地区はフォーム)に添付し、送信する。

①参加申込書データ (Excel)

②参加申込書 (PDF) ※職印を押印

※ PDFに変換できない場合は、②のコピーを、書留郵送または特定記録で送付。

その際は、締切日までに各地区事務局に必ずご連絡ください。

※ この申込みにより、地区大会(予選)開催の有無を決定し、5月27日(水)に県吹連ホームページで発表します。

※ 参加申込書提出後の部門変更はできません。

## <参加申込み後の手続きについて>

地区予選を実施する部門については、各地区のHPをご確認ください。

以下、県大会参加についての内容です。

1. 参加申込書を県吹連ホームページよりダウンロードし、申込みおよび参加負担金等の納入を行ってください。

2. 提出先・問い合わせ先

e-mail : [entry.ibasui@gmail.com](mailto:entry.ibasui@gmail.com) (申込み専用アドレス)

T E L : 0297-63-5120

住 所 : 〒300-1544 取手市山王1000 聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校内  
一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟

3. 提出締切・参加申込み手順

### 【地区予選を実施しない部門】

提出物	締切日	提出先	提出方法
①曲目等申込書データ (Excel) ②自由曲スコア表紙をPDFに変換したデータ ③演奏許諾書 (レンタル譜等) をPDFに変換したデータ	6月10日 (水) 午後4時	県事務局	メール
④ステージ配置図 8部 (ピアノ使用時は明記) ⑤参加団員名簿 1部 (大、職・一の部、合同参加および 2つの部門に参加する団体のみ)	大会当日	団体受付	持参

## <参加申込み手順>

(ア) 曲目等申込書を県吹連ホームページ (<http://www.iba-sui.jp/>) からダウンロードする。

(イ) ダウンロードした申込書に必要事項を入力する。

(ウ) 入力後、ファイルに「(団体名)」と名前を付け、保存する。

(エ) 以下のデータをメールに添付し、送信する。

①曲目等申込書データ (Excel)

②自由曲スコア表紙をPDFに変換したデータ (曲名、作曲者名、編曲者名がわかるページ)

③演奏許諾書 (レンタル譜等) をPDFに変換したデータ

※ PDFデータは、1つのファイルにまとめてください。

※ PDFに変換できない場合は、②、③のコピーを、書留郵送または特定記録で締切までに送付。その際は県事務局に必ずご連絡ください。

※確認後、返信メールをお送りします。数日経過しても確認メールが届かない場合は、届いていない可能性もありますので、お手数ですがご連絡ください。

### 【地区予選を実施する部門】

提出物		締切日	提出先	提出方法
①参加申込書データ (Excel) ②参加申込書データ (PDF) ③自由曲スコア表紙をPDFに変換したデータ ④演奏許諾書 (レンタル譜等) をPDFに変換したデータ	東 南 北	7月23日(木) 午後4時	県事務局	メール
	西 中	7月30日(木) 午後4時		
⑤ステージ配置図 8部 (ピアノ使用時は明記) ⑥参加団員名簿 1部 (大、職・一の部、合同参加および 2つの部門に参加する団体のみ)		大会当日	団体受付	持参

#### <参加申込み手順>

(ア) 参加申込書を**県吹連ホームページ** (<http://www.iba-sui.jp/>) からダウンロードする。

(イ) ダウンロードした申込書に必要な事項を入力する。

(ウ) 入力後、ファイルに「(団体名)」と名前を付け、保存する。

(エ) 「印刷シート」をプリントアウトし、**職印を押印する**。

(オ) 押印した用紙をPDFに変換し、「(団体名)」と名前を付け、保存する。

(カ) 以下のデータをメールに添付し、送信する。

①参加申込書データ (Excel)

②参加申込書 (PDF) **※職印を押印**

③自由曲スコア表紙をPDFに変換したデータ (曲名、作曲者名、編曲者名がわかるページ)

④演奏許諾書 (レンタル譜等) をPDFに変換したデータ

※ PDFデータは、1つのファイルにまとめてください。

※ PDFに変換できない場合は、②、③、④のコピーを、書留郵送または特定記録で締切までに送付。その際は県事務局に必ずご連絡ください。

※確認後、返信メールをお送りします。数日経過しても確認メールが届かない場合は、届いていない可能性もありますので、お手数ですがご連絡ください。

4. 「参加申込書」記載上の注意

団体名	□□市（町・村）立は必ずつけ「□□市（町・村）立〇〇小（中）学校」とする。
	茨城県〇〇郡は省略し「□□町（村）立〇〇小（中）学校」とする。
	茨城県立の <b>県立のみ</b> をつけて「 <b>県立〇〇高等学校</b> 」とする。
曲名	<b>スコアの表記に合わせる。</b>
	海外作品の場合は必ず邦題を記載する。
	スペリングは大文字・小文字に注意する。
	〇〇〇（空欄）〇〇〇のようにあける場合と〇〇〇・〇〇〇のように「・」をつける場合があるのではっきりさせる。
	<b>組曲等の場合は演奏する楽章を明記する。申込時に未定の場合は、大会当日団体受付に提出する（様式はHPよりダウンロード）。申込時に明記した楽章の変更は認めない。</b>
作曲 編曲者名	外国人はカタカナ表記とし、 <b>ファーストネームはつけない。</b>
	ただし、 <b>スペリングはフルネームで記入</b> すること。
	生没年を西暦で入力すること。
	編曲作品の場合は、必ず編曲者名を記入する。
学校長 代表者	学校においては、学校長・所属長の職・氏名を記載し、職印を押印する。 その他においては、代表者の職・氏名を記載し、職印（認印）を押印する。

5. 参加負担金等納入締切について

		締切日	備考
地区予選を 実施しない部門		7月9日（木）	払込取扱票は、申込 記入例を送付いたします。 郵便局にある払込取扱票に ご記入いただき ご使用ください。
地区予選実施後、 代表団体	東 南 北	7月23日（木）	
	西 中	7月30日（木）	

※参加申込書ファイル内の「参加負担金及び入場券等申込データ」に表示された額を郵便局にて入金してください。

※払込手数料は参加団体でご負担いただきますようお願いいたします。

## 6. 参加負担金等について

参加負担金	団 体	小学生、小BF	10,000 円	郵 便 払 込	合同参加の負担金については 1 団体分 (トロフィー・盾が学校数分必要な場合は、大会終了後、県事務局までご連絡ください)
		中B、高B	13,000 円		
		中A、高A	15,000 円		
		大A、職・一A	17,000 円		
	個 人	小学生の部 小BF ステージ部門	1 人 1,200 円	郵 便 払 込	出演者人数分（指揮者を除く）を 納入する（プログラムを含む） ※出演者および楽器搬入補助員が鑑賞 を希望する場合は、前売入場券をお求め ください
		中学生の部	1 人 1,400 円		
		高校生の部	1 人 1,600 円		
		大学の部	1 人 1,800 円		
		職場・一般の部	1 人 2,000 円		
	ピアノ借用料(調律費含)		2,000 円	郵 便 払 込	1 団体につき
郵送料		600 円	郵 便 払 込	無料入場券 3 枚、前売入場券	
前売入場券	小学生券	1 枚 1,000 円	参加申込書の該当欄に記入 郵 便 払 込	事前に郵送します ※部員・団員、関係者、保護者用	
	一般券 (中学生以上)	1 枚 1,500 円			
前売プログラム	500 円			当日団体受付にてお渡しします	

払込手数料は各団体負担となります。

- ※ 地区予選を実施しない部門に限り、出演者数が申込みより増加した場合は当日受付で精算してください。
- ※ 出演日以外の前売入場券の申込みはできません。
- ※ 出場辞退等の場合も返金いたしません。

## 入場券およびプログラム料金

会場での当日券販売は実施いたしません。部員・団員、関係者、保護者は、事前に前売入場券をお申し込みください。プログラムは会場にて販売いたします。

入場券の一般販売は、セブンチケットにて行います。購入方法につきましては、後日 HP に掲載いたします「入場券販売について」をご確認ください。

月日	部 門	一日券		プログラム
		一般券	小学生券	
8/8	小・高A	1,500 円	1,000 円	500 円
8/9	大、職・一			
8/10	高B			
8/11	中B			
8/12	中A			